

抗がん剤治療（化学療法）体制整備について

当院では、抗がん剤治療（化学療法）を受ける患者様が、安心・安全に治療を受けられるように、下記の体制整備を実施しております。

- 専任の医師・看護師または薬剤師を院内に常時配置し、患者様からの電話等による緊急の相談に24時間対応できる連絡体制を有しております。
- 急変時や緊急時に患者様が入院できる体制を有しております。
- 実施される抗がん剤治療（化学療法）のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しております。なお、この委員会の構成員は抗がん剤治療（化学療法）に携わる診療科の医師・抗がん剤治療（化学療法）業務に携わる看護師、薬剤師、管理栄養士、事務員となっております。